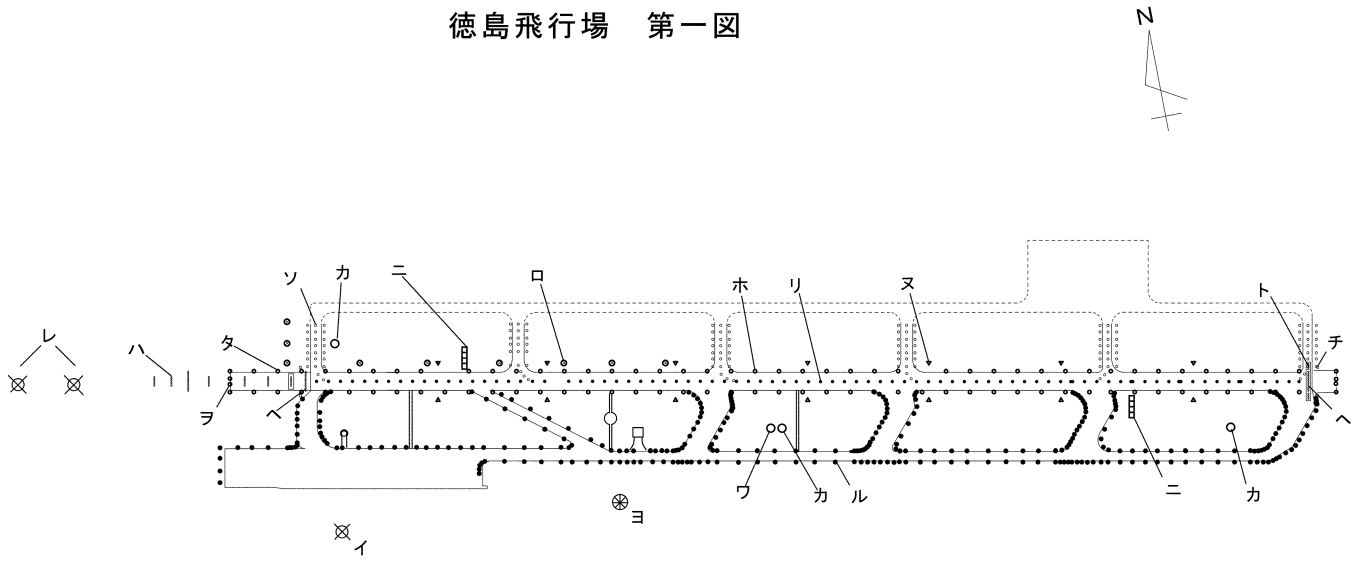
徳島飛行場　第一図



イ	飛行場灯台	ヌ	滑走路距離灯
ロ	旋回灯	ル	誘導路灯
ハ	進入灯	ヲ	離陸目標灯
ニ	進入角指示灯	ワ	着陸方向指示灯
ホ	滑走路灯	カ	風向灯
ヘ	滑走路末端灯	ヨ	指向信号灯
ト	滑走路末端補助灯	タ	過走帯灯
チ	滑走路末端識別灯	レ	進入灯台
リ	滑走路中心線灯	ソ	誘導路中心線灯

○防衛装備庁告示第一号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

平成二十九年一月四日

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

日時　平成二十九年一月十九日から同月二十五日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区域　下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(オ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三二分四七秒

(イ)　北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒

(ウ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒

(エ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

(オ)　北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

なお、射撃は(エ)の地点付近の陸上から海面に向けて行われる。

その他　一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

名称	所在地	関東信越厚生局長　三宅　智 廃止年月日
独立行政法人国立病院機構西群馬病院	群馬県渋川市金井二千八百五十四番地一	平成二十八年三月二十六日

○関東信越厚生局告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十八年三月二十六日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

名称	所在地	関東信越厚生局長　三宅　智
独立行政法人国立病院機構渋川医療センター	群馬県渋川市白井三百八十三番地	

○関東信越厚生局告示第三号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十八年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

変更前の名称	変更後の名称	関東信越厚生局長　三宅　智 所在地
国立研究開発法人放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所病院	千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目九番一号